

「障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例」
について（平成 28 年 4 月 1 日施行）

1 条例の概要（別紙 1）

2 条例施行に向けた主な取組み

(1) 相談体制の整備

- ・ 地域相談員：身体障害者相談員、知的障害者相談員、精神障害者家族相談員等から募集
- ・ 広域専門相談員：福祉関係資格保有者等(社会福祉士、精神保健福祉士等)を公募

	【市町村】地域相談員	【県】広域専門相談員
資格等	① 身体・知的障害者相談員(市町村に設置) ② その他知事が適当と認めるもの	業務を適正かつ確実にを行うことができる者
業務内容	① 助言や情報提供 ② 関係者間の調整 ③ 関係行政機関への通告・通報等	①～③（地域相談員と同じ） ④ 地域相談員への指導・助言 ⑤ 相談事例の調査研究 ⑥ 助言・あっせん申立事案の事実調査

(2) 紛争解決体制の整備

「障害のある人の相談に関する調整委員会」の設置（H27. 11. 5 設置、会長 鷹西恒、委員 15 名）
紛争解決のための助言・あっせん、差別解消施策に関する重要事項の調査審議を行う。
＜主な審議事項等＞ 平成 27 年度：ガイドラインの審議、相談員の委嘱等
平成 28 年度以降：紛争解決（助言・あっせん、勧告等）、差別解消施策等

(3) 富山県障害者差別解消ガイドライン（仮称）の策定

- ・ 相談や紛争解決時の判断基準となるもの
- ・ 関係団体等の意見聴取を経てガイドライン案を作成
- ・ 今後パブリックコメントを経て、年度内に策定予定（別紙 2）

(ガイドライン案の内容)

- 策定の目的：障害を理由とする差別（①障害を理由とする不利益な取扱い、②合理的な配慮の不提供）に関する相談対応や紛争解決時の判断基準、県民への周知
- 位置付け：条例に基づき、国の基本方針や事業者が適切に対応するための指針を踏まえて策定
- 対象分野：障害のある人の日常生活や社会生活に関する全ての分野
- 差別禁止の対象：県条例（「何人も」）は法（「行政機関等及び事業者は」）よりも広く規定
- 障害を理由とする差別の基本的な考え方【国の基本方針に準拠】
 - ① 障害を理由とする不利益な取扱い（定義、正当な理由の判断基準等）
 - ② 合理的配慮の不提供（定義、配慮を求める意思表示の方法、過重な負担の判断基準等）
- 不利益な取扱いや合理的配慮の具体例【国の事業者向け指針の具体例を中心に】
 - ① 分野別：各分野共通、福祉サービス、医療、商品販売・サービス、労働・雇用、教育、建築物の利用、交通機関の利用、不動産取引、情報提供・コミュニケーション
 - ② 障害別：肢体不自由、内部障害、視覚障害、聴覚・言語障害、盲ろう障害、知的障害、精神障害、発達障害、高次脳機能障害、難病
- 相談体制と紛争解決のしくみ

3 今後の予定

H28. 2月18日 ガイドライン(案)のパブリックコメントの実施（～3月3日）

2～3月上旬 地域相談員・広域専門相談員委嘱予定者への研修

3月25日 調整委員会及び障害者施策推進協議会でガイドラインの審議・策定

4月1日 相談窓口（地域相談員・広域専門相談員）の設置

4月以降 県民・事業者への周知、条例・ガイドライン紹介パンフレットの作成

条例施行
(法と同日施行)

障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例の概要

※ 平成26年12月17日成立・公布

目的

障害を理由とする差別解消について

①基本理念 ②県と県民の責務 ③県の施策の基本事項 を定める



すべての障害のある人が
安心して暮らすことのできる社会を実現

県及び県民の責務等

【 県 】 ① 差別解消施策の策定・実施 ② 市町村との連携・支援

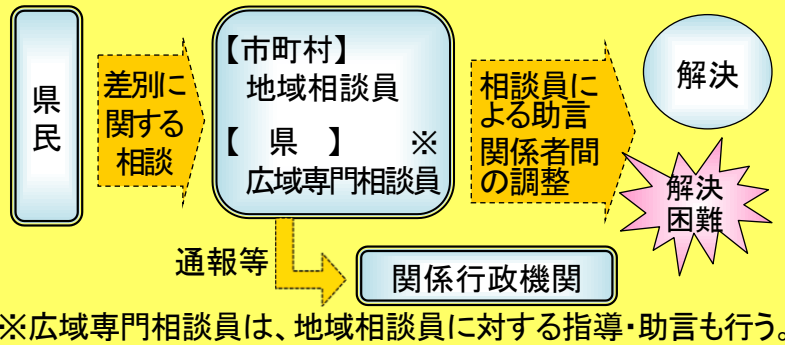
【 県民 】 ① 障害のある人に対する理解 ② 県や市町村の施策への協力

障害を理由とする差別の禁止

- 何人も、障害を理由とする差別をしてはならない
- 何人も、過重な負担でない範囲で、合理的な配慮をしなければならない
- ※ 県は、分野毎に特に配慮すべき事項(ガイドライン)を定める

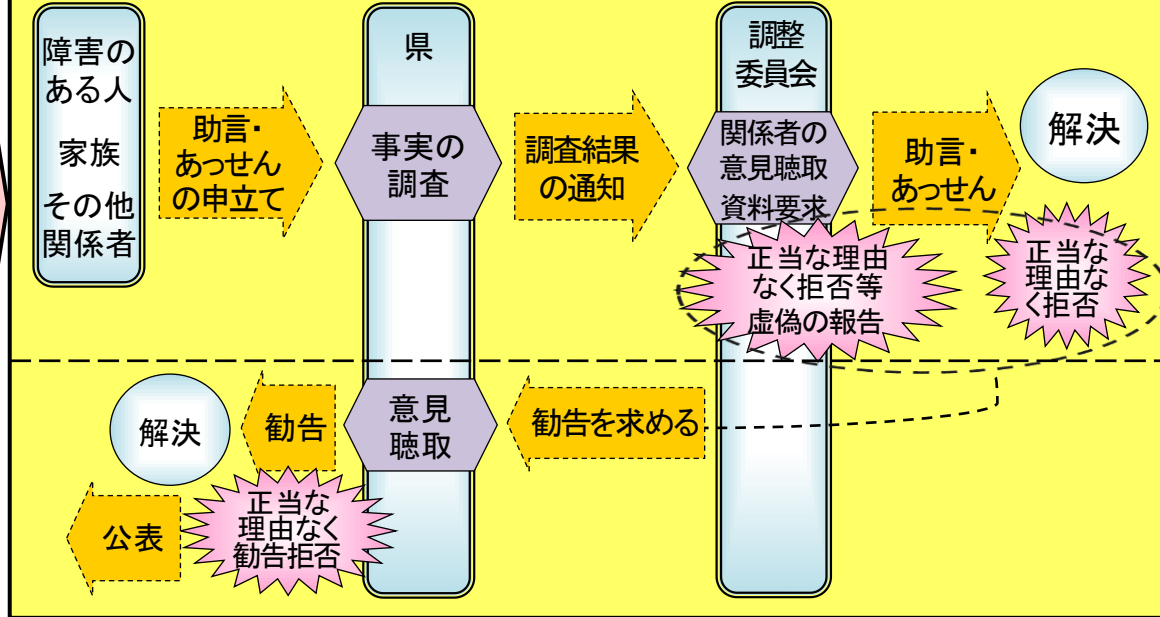
福祉、医療、商品販売・サービス、労働・雇用、教育、建築物の利用、交通機関の利用、不動産取引、情報の提供、意思表示の受領等

相談体制



紛争解決へ

紛争解決の体制



障害のある人の相談に関する調整委員会の設置

【 構成員 】 障害のある人、福祉、医療、雇用、教育、その他障害のある人の権利擁護に関する有識者

【 役 割 】 ① 助言・あっせん、知事による勧告の要請
② 差別解消施策に関する重要事項の審議

協議会の設置

【 構成員 】 県、県民、事業者、市町村、学識経験者等

【 役 割 】 差別解消のための取組みに関する協議や情報交換等
※ 障害者差別解消法第17条に基づく「地域協議会」

普及啓発等

- 障害や障害のある人に関する知識の普及啓発
- 障害のある人と障害のない人との交流の機会の提供等
- 学校において、障害や障害のある人に関する正しい知識を持つための教育の推進

※ 1 知事は、必要があると認めるときは、この条例の施行後3年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずる

2 平成28年4月1日から施行 (ただし、調整委員会・協議会の設置、相談員の委嘱など条例の施行のために必要な準備は公布日から施行)

「富山県障害者差別解消ガイドライン（仮称）（案）」に対する 意見募集について

富山県厚生部障害福祉課

「障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例」（平成28年4月1日施行）では、障害を理由とする差別として、「正当な理由なく障害を理由として不利益な取扱いをすること」と「社会的障壁を取り除くために必要かつ合理的配慮をしないこと」を禁止しています。

また、差別を未然に防止するとともに、障害や障害のある人への理解を深めていただくために、条例に基づいて「富山県障害者差別解消ガイドライン（仮称）」を策定いたします。このガイドラインでは、差別についての基本的な考え方や、障害のある人の日常生活や社会生活に関する分野において特に配慮すべき事項を定めることとしており、相談対応や紛争解決の際の判断基準にもなるものです。

このたび、富山県障害者施策推進協議会などのご意見をいただき、「富山県障害者差別解消ガイドライン（仮称）（案）」を作成しましたので、下記のとおり、広く県民の皆様からご意見を募集いたします。

記

1 意見を募集する案件名

富山県障害者差別解消ガイドライン（仮称）（案）

2 公表する関係資料

- (1) 富山県障害者差別解消ガイドライン（仮称）（案）の概要
- (2) 富山県障害者差別解消ガイドライン（仮称）（案）

3 関係資料の公表場所

富山県ホームページ、県庁県民サロン、県庁情報公開総合窓口、各地方県民相談室（高岡、魚津、砺波）、県立図書館、県庁障害福祉課

4 募集期間

平成28年2月18日（木）～平成28年3月3日（木）
（郵送の場合は、3月3日（木）の消印まで有効）

5 意見の提出方法及び提出先

- (1) 郵 送 〒930-8501（住所記載不要）
富山県厚生部 障害福祉課 自立支援係 あて
- (2) ファクシミリ 076-444-3494
- (3) 電子メール 県ホームページのパブリック・コメント専用フォーム
<http://www.pref.toyama.jp/pubcomme-form.html>

6 意見提出時の留意事項

- (1) 提出様式は任意ですが、住所、氏名、電話番号を必ず記載してください。また、法人の場合は法人名、所在地、電話番号を必ず記載してください。
(記載された個人情報、当意見募集に係る利用目的以外の目的には使用いたしません。)
- (2) 電話でのご意見は受付できませんので、あらかじめご了承ください。

7 ご意見の取扱い

- (1) 皆様からいただいたご意見につきましては、障害福祉課でとりまとめ、ガイドライン策定上の参考とさせていただきます。
- (2) ご意見の概要及びこれらに対する県の考え方につきましては、後日、県ホームページ等で公表いたします。
- (3) ご意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

8 問合せ先

- (1) 富山県厚生部 障害福祉課 自立支援係
TEL 076-444-3212
- (2) お問合せは、午前8時30分から午後5時15分までの間（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。）にお願いいたします。

○詳しくは下記ホームページをご覧ください。

http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1209/kj00016170.html（県庁障害福祉課）

富山県障害者差別解消ガイドライン(仮称)(案)の概要

策定の経緯

【国】障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成28年4月施行)
基本方針(平成27年2月閣議決定)、事業者が適切に対応するための指針(対応指針)

【富山県】障害のある人もない人も共にいきいきと輝く富山県づくり条例(平成28年4月施行)
障害のある人の生活に関する分野において特に配慮すべき事項を定める(第8条第3項)

策定の趣旨

- 目的 : 相談対応や紛争解決時の判断基準 県民への周知
- 位置付け : 条例第8条第3項に基づき策定 (国の基本方針や対応指針を踏まえて)
- 対象者
【障害のある人】
身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む)その他の心身の機能の障害があるため、継続的に相当な制限を受ける状態にある人
【何人も】
障害の有無、個人・法人、営利・非営利にかかわらずあらゆる人
※法(「行政機関等及び事業者は」)よりも広く規定
- 対象分野 : 日常生活や社会生活に関する全ての分野

基本的な考え方

障害を理由とする不利益な取扱い

◆定義
「正当な理由なく」、商品・サービス等の提供や必要な対応を拒否したり、制限したり、条件を付けたりして、障害のある人の権利利益を侵害すること

合理的配慮の提供

◆定義
障害のある人から「配慮を求める意思の表明」があったときに、「過重な負担とならない範囲で」必要な配慮をすること。ただし、次のようなものに限られる。
・必要な範囲で本来業務等に付随するもの
・事業目的や内容等を本質的に変更しないもの
・障害のない人と同等の機会提供を受けるもの 等

「正当な理由」の判断基準

・客観的に正当な目的の下に行われ、その目的に照らしてやむを得ないもの
・個別事案ごとに、具体的場面・状況に応じて、当事者や関係者の権利利益を総合的・客観的に判断
＜判断要素＞ 安全の確保、事業目的・内容・機能の維持、損害発生防止等

配慮を求める意思の表明

＜表明者＞
・障害のある人
・困難な場合は、家族や介助者等も可
＜表明方法＞
障害のある人のコミュニケーション手段による

「過重な負担」の判断基準

個別の事案ごとに、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断
＜判断要素＞
事務・事業への影響の程度、実現可能性の程度、費用・負担の程度、事務・事業規模、財政・財務状況等

「障害を理由とする不利益な取扱い」や「合理的配慮の提供」の具体例

分野別	不利益な取扱いに該当する可能性がある例	合理的配慮と考えられる例
各分野共通	本人を無視して、介助者等に話しかける。	・障害特性により頻繁に離席する必要がある場合、入口付近の座席にする。 ・エレベータを使用する際、車いす使用者を優先して乗せる。
福祉サービス	サービス事業所選択の自由を制限する。	・パニック等を起こした際に静かに休憩できる場所を設ける。
医療	・保護者等の同伴を診察や治療の条件とする。 ・本人の同意なしに治療方針を決定する。	・障害特性に応じて待ちやすい場所で診察を待ってもらい、順番が来たら電話で呼び込むなど柔軟に対応する。
商品販売・サービス	宿泊予約時に必要な配慮等について確認することなく、一律に申込みを拒否する。	・お金を渡す際に、紙幣と貨幣に分け、種類ごとに直接手渡す。 ・点字メニューを用意したり、メニューを分かりやすく説明したり、写真を活用したりする。
労働・雇用	あったほうが望ましいという理由で「〇〇資格を有すること」等の障害者を排除する採用条件を付ける。	・出勤時刻や休憩等について、通院や体調に配慮する。 ・朝礼や会議等において、事前に伝達事項のメモを渡したり、手話や筆談等のコミュニケーション手段を用いたりする。
教育	試験等で合理的配慮の提供を受けたことを理由に評価に差を付ける。	・移動に困難のある学生のために、教室を移動しやすい場所に変更する。
建築物の利用	障害のみを理由に、入店時間や入店場所等に条件を付ける。	・障害者用駐車場を障害のない人が利用することのないよう注意を促す。
交通機関の利用	安全上の必要がないのに座席を制限する。	・券売機利用が難しい場合、窓口で販売したり、券売機操作を手伝ったりする。
不動産取引	「火災を起こす恐れがある」等の懸念を理由に必要な調整をすることなく仲介を断る。	・物件案内時に、段差移動のための携帯スロープを用意する。
情報の提供・コミュニケーション	障害を理由に説明会やシンポジウム等への出席を拒む。	・言葉だけを聞いて理解することが得意な障害者に対して、絵カードやタブレット端末等のICT機器を活用して意思を確認する。 ・災害や事故発生時に、掲示された避難情報等の緊急情報を知ることが難しい視覚障害者に対し、直接口頭で伝えたり、手を引いて誘導したりする。

障害別	障害特性の例	障害特性を踏まえた対応例
肢体不自由	杖等の使用者は、長距離の歩行、階段、エスカレーターや人ごみでの移動が困難な場合もある。	杖等を使用している場合は、滑りやすい床は転倒しやすいため、雨天時等は配慮する。
内部障害	外見からは分かりにくいので、周りの人に理解されにくい。	常に医療的対応を必要とすることが多いことを理解して、配慮する。
視覚障害	文字を読めるが歩くときに障害物にぶつかる、障害物を避けて歩くことはできるが文字は読めないなど、個人差がある。	「それ」「こっち」などと指差し表現や指示代名詞で表現せず、「あなたの正面」「2時の方向」などと具体的に説明する。
聴覚・言語障害	聞こえ方やこれまでの生活によって、それぞれコミュニケーションの方法を身につけている。	どのような方法(音声、筆談など)でコミュニケーションをとればよいか本人に確認する。
盲ろう障害	コミュニケーション手段は、障害の状態や盲ろうになるまでの経緯、成育歴等によって異なる。	言葉の通訳に加えて、視覚的・聴覚的情報についても意識的に伝える。
知的障害	障害の状態によって、複雑な文章や会話の理解が不得手だったり、お釣りの計算も苦手だったりする。	言葉による説明などを理解しにくいので、ゆっくり、丁寧に、分かりやすく話す。
精神障害	ストレスに弱く疲れやすい、対人関係が苦手、緊張が強くなるなどの状態にあることが多い。	対人関係に敏感であることを理解し、批判的な言いは避けるなどの工夫をする。
発達障害	見通しの立たないと不安が強いが、見通しが立つときちゃんと対応できる。(自閉症スペクトラム)	新しく挑戦する部分は少しずつにするなど、スモールステップによる支援に心がける。
高次脳機能障害	忘れっぽく何度も同じことを聞いたりする。(記憶障害)	手がかりがあると思いつけるので、手帳やメモ、アラームを利用したりする。
難病	長期間の療養を必要とし、病名や病態が知られていないために周囲の人に理解されにくく、就業など社会生活への参加が進みにくい。	進行する場合、病態・障害の変化に配慮して対応する。